

R2年度

青色特報 9・10月号

《お知らせ》

令和2年度会費(後期分)納付のお願い

令和2年度年会費12,000円のうち、前期分6,000円のみ納付の方は、今回、後期分6,000円を収集させていただきますので、よろしくお願ひします。

※会の運営は、役員・班長による無料奉仕活動によるものです。

ご理解・ご協力いただきますようお願い致します。

～今回号の特報目次～

①令和3年度会費より口座振替を開始します(別紙:①)

ご希望の方は、申込書用紙をご提出ください。

②講習会・指導・相談(別紙:②)

・年末調整実務講習会(11/24)

・会計ソフト「ブルーターンA」講習会(記帳編:9/16、決算編:11/27)

※青色申告会の案内はHPもご利用ください。(奇数月20日以降に掲載予定)

③第2回記帳確認と「ブルーターンA」入力確認について(別紙:②)

・記帳確認:11/16(月)、11/17(火)

・BRA入力確認:11月～12月中(随時/要:予約)

④青色申告会共済等の案内 各締切日等について(別紙:③)

⑤【税務おしらせ便】・【令和2年分から適用の税制改正項目】(別紙:③)

・11月予定納税(所得税)、11月個人事業税についてのお知らせ

・令和2年分から控除額が変更になります。気を付けて下さい。

⑥個人事業主の退職金制度(別紙:④)

安全・有利な小規模企業共済に加入されませんか?(今回号に広告同封)

⑦機関誌「青色申告」が合併号になっております。(9・10月合併号)

青色申告会共済等の締切について

① 全青色共済と傷害特約(12/1スタート分)

- ◎ 全会員による助けあいの制度(会費は経費扱い＝租税公課)
 - ◎ 低廉な会費で入院・通院・後遺障害・死亡・火災などの総合保障。
 - ◎ 死亡・高度障害の共済給付は終身保障。傷害特約給付は80歳6ヶ月まで。
 - ◎ 加入にあたっての健康診査はありません。
 - ※ 共済は1口のみ(1口月1,000円) **※70歳6ヶ月まで加入可能**
 - ※ 傷害特約は3口まで(1口月1,250円)
- 事務局締切日 11月6日(金)限

② 青色交通事故傷害保険(10/20更新) ◎

- 交通事故に備えてご加入下さい。団体保険ですので割引が大きく有利です。～前回配布パンフレット参照～
- 事務局締切日 10月9日(金)限

“税務お知らせ便”

① 所得税予定納税(第2期)(納付期限:12/2)

前年に一定額の納付税額のある人は、その年の所得税額をあらかじめ7月と11月にわけて納税する制度です。その年の5/15の現況で予定納税基準額が15万円以上(復興特別所得税を含む)の人は、税務署からの事前通知にもとづいて予定納税額を納付します。

- ・ 予定納税額: 予定納税基準額(15万円以上の人)の1/3
- ・ 第2期納期: 11/1～11/30

② 個人事業税(第2期)(納付期限:12/2)

※前年の所得金額＝事業の総収入金額から必要経費(専給含む)を控除して計算。

ただし、青色申告特別控除(10万円、65万円)の適用はありません。

※標準税率は、事業種別(第1種～第3種)によって3%～5%に分かれます。

※納期は8月と11月の年2回です。(納付書はその月の10日頃発送)

(ただし、年税額が1万円未満の方は8/31の1回納付)

【弁護士による無料法律相談をご利用下さい】

毎月第3水曜日:10:00～ 10:40～ 各40分以内(相談分野は問いません)

完全予約制です。同じ内容で2回目も相談の場合は有料です。

年内の相談は12月まで。年明けの1月と2月はお休みです。

会場:大垣青色申告会事務局(別室) / 予約は事務局まで。(TEL 78-6808)

令和2年分から適用される税制改正項目

控除関係が変更になります。
年末調整や決算・確定申告の控除額にご注意ください！

基礎控除

元年分まで 38 万円→R2 年分から 48 万円に引上げ↑

扶養親族等の範囲

扶養になるための所得要件が、従来の所得金額 38 万円以下が 2 年分以降は所得金額 48 万円まで引上げ↑

ただし、年間給与収入 103 万円の人所得は、給与所得控除の改正によって 48 万円(以前 38 万円)になるため、課税関係は変わりません。

控除金額の縮小

- ・給与所得控除額：一律 10 万円引下げ↓
(給与所得最低控除額 65 万円が 55 万円に変更)
例：給与額 100 万円の人所得→従来 35 万円が 45 万円になる
 - ・公的年金等控除：一律 10 万円引下げ↓
(65 歳未満の最低控除額：60 万円／65 歳以上の最低控除額：110 万円)
例：65 歳未満(最低控除 70 万円→60 万円に)
公的年金額 100 万円の人所得→従来 30 万円が 40 万円になる
65 歳以上(最低控除 120 万円→110 万円に)
公的年金額 150 万円の人所得→従来 30 万円が 40 万円になる
- ※給与と公的年金両方ある人は、給与の控除額が上限で 10 万円プラスされる
例：①給与額 100 万円、②公的年金額 150 万円(65 歳以上)
①の所得：45 万円、②の所得：40 万円 合計所得 85 万円
両方ある場合は①の所得が 35 万円、②の所得が 40 万円 合計 75 万円

青色申告特別控除

従来の 65 万円控除の要件を満たすもの→55 万円控除に変更
ただし、①損益計算書と貸借対照表を期限内に e-tax 送信すれば 65 万円控除
または、②電子帳簿保存の承認申請書の提出があるものは 65 万円控除
※①②のどちらかを満たしていれば、65 万円控除の適用になります！
(注意)R2 年分に限り、電子帳簿保存の承認申請書の提出締切日は R2.9.30 です。

会 員 各 位

会費の口座振替について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当大垣青色申告会の事業・運営につき、格別のご支援・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

つきましては、標記の件につき、近年はキャッシュレスとともに、ほとんどの会費関係が口座振替となっておりますことから、口座振替を希望される会員の方が多くなり、また、会報の配布・会費の集金をボランティアでご協力いただいています役員・班長のご負担も考慮し、会費の集金については口座振替の方針へ切り替えることとなりました。

ご協力いただける方から、順次、お願いできればと考えております。

会費の口座振替の要件は下記のようになりますが、ご協力いただけます方は、“会費の口座振替申込書”をFAX等により事務局までご提出いただきますようお願い致します。(青色申告会事務局：TEL78-6808、FAX73-0163)

※R3年分のみ口座振替申込の方に粗品進呈

《会費の口座振替要件》

- ・ 口座振替開始予定：令和3年度会費(R3.6.17振替)～以降、毎年6月17日～
- ・ 振替金額：12,000円(年会費)～現金主義の方は10,000円～

※2回目の口座振替はありません。また、口座振替不能の方は再請求文書を送りますので、再請求費用(300円)とともに、1ヶ月以内に当会へ振込んで下さい。(振込手数料は自己負担です)

※申込者には、後日、口座振替依頼書の用紙を送らせていただきます。

令和 年 月 日

会費の口座振替申込書

“会費の口座振替要件”に同意した上で、

大垣青色申告会の年会費の口座振替を申し込みます。

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩